
株式会社コラボス 定款

平成13年10月26日 会社設立

平成14年 3月26日 一部変更（第5条 会社の発行する株式）

平成14年 4月19日 一部変更（第3条 本店所在地）
一部変更（第5条 会社の発行する株式）

平成14年 6月20日 一部変更
第10条 新株引受権、第15条 取締役の選任、第22条 監査役の選任、第28条 利益配当、第29条 中間配当、附則

平成15年 6月20日 一部変更
第12条 特別決議の定足数、第15条 取締役の任期

平成17年 5月13日 一部変更（第3条 本店所在地）

平成18年 6月26日 一部変更
第4条 機関、第7条 株式発行、第9条 株主名簿管理人、第11条 株式取扱、第12条 株主総会召集、第14条 情報開示、第15条 会社法に定める決議、第16条 代理人、第17条 株主総会議事録、第18条 取締役選任、第19条 取締役任期、第21条 代表取締役選定、第23条 取締役会召集、第25条 決議、第26条 取締役会議事録、第27条 取締役の報酬、第28条 監査役選任、第29条 監査役任期、第31条 事業年度、第32条 期末配当、第33条 中間配当）

平成25年 6月26日 一部変更
第1条 商号、第8条 株式の譲渡制限、第9条 株主名簿管理人、第10条 株式取扱規程、第11条 基準日、第13条 招集権者および議長、第14条 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供、第15条 決議の方法、第18条 取締役の員数、第20条 取締役の任期、第21条 取締役会規程、第22条 代表取締役および役付取締役、第23条 取締役の招集権者および議長、第24条 取締役会の招集通知、第29条 取締役の責任免除、第30条 監査役の員数、第32条 監査役の任期、第34条 監査役の責任免除、第36条 期末配当金、第37条 中間配当金、第38条 期末配当金等の除斥期間

平成25年12月25日 一部変更、削除、新設
第4条 機関、第9条 株主名簿代理人、第10条 株式取扱、第14条 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供、第17条 議事録、第21条 取締役会規程、第22条 代表取締役及び役付取締役、第23条 取締役会の招集権者及び議長、第24条 取締役会の招集通知、第27条 取締役会の議

	事録、第38条 期末配当金等の除斥期間 (削除) 第7条 株券発行 (新設) 第32条 常勤監査役、第33条 監査役会の招集通知、 第34条 監査役会の決議の方法、第35条 監査役会の議事録、 第36条 監査役会規程、附則 第1条、附則 第2条、附則 第3条
平成26年6月30日	一部変更 第17条 取締役の員数、第38条 監査役の責任免除
平成26年12月5日	一部変更、削除、新設 第1条 商号、第3条 本店所在地、第4条 機関、第10条 基準日、第11条 招集、第15条 議決権の代理行使、第17 条 取締役の員数、第18条 取締役の選任、第20条 取締役 会規程、第30条 監査役の選任、第31条 監査役の任期、第3 6条 監査役会規程、附則 第2条 (削除) 第2条 目的 (一部削除) (新設) 第28条 取締役の責任免除、第38条 監査役の責任 免除、第39条 会計監査人の選任、第40条 会計監査人の任 期、第41条 会計監査人の報酬
平成26年12月22日	一部変更、削除、新設 第5条 公告方法、第6条 発行可能株式総数、第33条 監 査役の任期 (削除) 第7条 株式の譲渡制限 (新設) 第7条 自己の株式の取得、第8条 単元株式数、 第9条 単元未満株式についての権利、附則 第4条
平成26年12月24日	一部削除 附則 第4条
平成26年12月26日	一部削除 附則 第1条、第2条、第3条
平成27年6月26日	一部変更 第30条 取締役の責任免除、第40条 監査役の責任免除
平成28年6月24日	一部変更 第19条 取締役の員数、第24条 取締役会の招集権者及び議 長、第33条 監査役の任期
平成28年12月1日	一部変更 第6条 発行可能株式総数
平成29年6月23日	一部変更 第3条 本店の所在地、附則

平成29年 8月14日 一部削除
附則

平成30年 3月 1日 一部変更
第 6 条 発行可能株式総数

令和 4年 6月22日 一部変更
第 3 条 本店の所在地、第15条 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供、附則

令和 4年 7月20日 一部削除
附則 第 1 条

令和 5年 3月 2日 一部削除
附則 第 2 条

令和 8年 6月19日 一部変更、削除、新設
第 4 条 機関、第19条 取締役の員数、第20条 取締役の選任、第21条 取締役の任期、第23条 代表取締役及び役付取締役、第25条 取締役会の招集通知、第27条 取締役会の決議の省略、第29条 取締役会の議事録、第30条 取締役の報酬等、第39条 会計監査人の報酬
(削除)
第31条 監査役の員数、第32条 監査役の選任、第33条 監査役の任期、第34条 常勤監査役、第35条 監査役会の招集通知、第36条 監査役会の決議の方法、第37条 監査役会の議事録、第38条 監査役会規程、第39条 監査役の報酬等、第40条 監査役の責任免除
(新設)
第28条 重要な業務執行の決定の委任、第32条 監査等委員会の招集通知、第33条 監査等委員会の決議の方法、第34条 監査等委員会の議事録、第35条 監査等委員会規程、第36条 常勤監査等委員、附則 第 1 条

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社コラボスと称し、英文では、Collabos Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 情報処理システムの企画、設計及び管理運営業務の請負
2. 労働者派遣業務
3. 情報処理及び通信システムの企画・開発・導入に関するコンサルティング業務
4. 各種情報の収集、処理、提供及びコンピューターソフトウェアの研究・開発
5. コンピューターソフトウェア及びコンピューターハードウェアの開発、制作、販売及び保守
6. コンピューター、通信機器、コンピューターソフトウェアの賃貸及び販売業務
7. 電気通信事業法に定める電気通信事業
8. 電気通信事業法による電気通信事業者の代理店業務
9. 電気通信に関するコンサルティング業務
10. 電気通信設備の保守及びこれに付帯する設備の工事請負
11. 通信機器の開発、販売、リース、レンタル及びこれに関する保守業務
12. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、11,990,400株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する取り扱い及び手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2. 前項その他本定款に別段の定めがある場合を除き、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は3名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会規程)

第22条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集の通知は各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(常勤監査等委員)

第36条 監査等委員会は決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第41条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第43条 期末配当金及び中間配当金がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

(附則) 第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第25回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。